

あれってどのぐらい経費のかかるもんなんですか。ちょっと疑問だったもんですから。市長がわからなければ建設課長の方から答弁いただきたいと思います。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 市の方ではそういったものはありませんので、県道の、県の清掃車だと思えますが、詳しいことはちょっと今すぐわかる職員がおりませんが、建設課長から答弁させます。

○佐々木謙二議長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 議員のご質問にお答えいたします。

私どもの方では散水車、清掃車につきましては持っておりませんので、県の県道を中心に事業といいますか、行っております。ただ、私どもの方でせんだって、あやめ公園通り線等の清掃を2路線ほど県の方にお願いしましたところ、行っていただけました。ただ、その経費については無料というか、そういうことでございますが、経費の部分については資料等々、県の方からお聞きするなりいたしまして、後ほどご提供いたしたいというふうに思います。

○佐々木謙二議長 6番、蒲生光男議員。

○6番 蒲生光男議員 この通りは県道なんですか。そうですか。済みませんでした。なぜそんなことをやってののかなと、私、不思議に思ったもんですから、済みません、知識不足で。後でまた資料があればお伺いしたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○佐々木謙二議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

## 安部 隆議員の質問

○佐々木謙二議長 順位3番、議席番号8番、安部 隆議員。

(8番安部 隆議員登壇)

○8番 安部 隆議員 大変申しわけございませんが、訂正を冒頭をお願いしたいと思います。通告書の2番の贈収賄事件にかかわる契約方法についての(2)の入札審査会の役割となっていますが、正式には入札参加者審査委員会というふうをお願いをしたいというふうに思います。

6月定例会に一般質問に際しまして、通告しています2件について順次質問をいたしますので、市長並びに関係課長の簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

4月の市議会選挙におきまして、市民の皆様のご支援とご支持を賜り4期目の当選をいただいたことに、心より厚く御礼と感謝を申し上げます。並びに市民皆様の負託にこたえるべく、初心に帰り、市民生活と福祉の向上に、これまでの経験と知識をもとに、力を傾注してまいりたいと存じます。また、このたびの選挙に際しては、具体的な政策と信条を掲げさせていただいたところであります。そうした施策を実現できますよう努力をし、希望に満ちた将来展望を描きながら、協働のまちづくりに努めてまいりたいと思いますので、皆様の一層のご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。

さて、これまで長井市は、財政の健全化に向けた改革に取り組み、行財政改革を推し進めてきましたが、依然として硬直した厳しい財政状

況であります。

こうしたことを踏まえながら、選挙の遊説において、市内各所を回り、道路整備状況や各地区の景観や住環境といったところをくまなく選挙期間中に目にしていまいりました。相も変わらず中央商店街のシャッター状況、また、他の地域においても廃墟となった住宅の荒れ果てた惨たんな状況、このような光景は1期目の12年前より多く見受けられたところでございます。今日の生活の困窮度が増しているのかなと感じたのは私だけでしょうか。同僚議員の方も感じたことと思います。また、市道の整備状況についても、地域によって道路状況が著しく傷んでいる道路もあり、道路整備において格差が生じている状況も見受けられました。

こうした市道の整備状況については、3月定例会において同僚の佐々木議長が指摘をいたしています。当時の建設課長の答弁を引用しますと、平成6年から平成17年まで12年間の道路維持工事を除く道路整備について、工事費と路線数は、西根地区16億8,310万円で39路線、中央地区11億8,130万円、37路線、平野地区9億8,660万円、21路線、そして致芳、豊田、伊佐沢はほぼ同額の5億円前後との答弁であったことを思えば、道路整備の格差が生じている状況は明らかであると思ったところであります。

また、上下水道については、水道については比較的には全地域に整備されております。下水道は中央地区はほぼ全域がカバーされ、致芳地区は一部地域、豊田と平野地域は一部農集排が整備され、今後、特別環境整備、また市町村設置型というような整備がなされていくと。そうしたことを全体的にはこれまでの整備においては均衡ある地域の発展がなされてきたと思いません。

今後も公平、公正な中で整備がなされ、格差は正や解消を含め施策を進めていくべきであり、市民においては市道整備や住環境への関心・要

望は高く、課題は山積している状況であると思います。

こうした課題山積の中、長井市においては、財政改革の中で、希望の持てる協働のまちづくりの実現には険しい状況と思うが、中長期の展望の中で対策等の計画があると思います。そうした整備計画を示しながら将来展望を説明すべきと思いますが、市長の所信をお伺いいたします。

本市はこれまで、社会資本の充実を含め、教育文化や福祉医療等の対策を講じてまいりましたが、少子高齢化社会と若者の流出はとまらず、活性化にはほど遠い現状であると思います。かつて長井市は西置賜の商工業の中心であり、地方自治体としても中核的な存在のまちとして、活力と活気にあふれた時代もあったところであります。今や、よき時代の面影も薄れるばかりで、一体我が市は近隣市町と比べ何が欠けているのか、なぜ魅力がないのかと思ひこまねいている状況であります。私は、当市には潤いに欠けているのではないかと思います。

潤いをひもとけば、ぬれる、もうかる、豊かになる。そうしたときに、自治省が、都市景観や住環境の保全等、いろいろ潤いのあるまちづくりに取り組んでいる市町村があると報じ、自治大臣の表彰制度というものがあったというふうに思います。そうした市町村の施策を見ますと、そう大層なことをしているわけでもないし、多額の財源を要したものとも思われません。ちょっとした工夫、創意によって実績を上げていることです。

事例を申し上げますと、長井市も実施しておりますが、花いっぱい郷土を目標に行っている道路わきや花壇内への植栽、子供たちに水と親しむ機会を与えるために、自然石を利用した親水ゾーンの整備を行ったり、また、歴史的イメージを生かしたまちなみ景観にともしびの道として、石畳舗装やご影石灯籠を配するととも

に、道端の美術館として通りのわきに美術作品、木の彫刻を配しておると。また、駅前広場にヨーロッパ調のベンチやガス灯を設置し、広場全体に植樹を施しているほか、そうしたことへ住民がアイデアを持ち寄り、まちの地域活性化を図るための推進会議も発足させているとの事例であります。

長井市においても既に実施している事例もありますが、途中半ばで途絶えたり、他市町に誇れるところまでは行っていないものと思います。ささいなことかもしれませんが、ちょっとした創意と工夫により、潤いと豊かさ、そして希望の持てるまちづくりがつかれるのではと考えます。

長井市民は、これまでの行財政改革によって、我慢のしつ放しであります。こうしたときこそ全国の市町村の事例に倣い、金銭や物の豊かさではなく、心の豊かさを求め、潤いと豊かさの実感できるまちづくりに取り組む意思がおりか、市長並びに企画調整課長にお伺いをいたします。

続きまして、地域担当職員の導入について申し上げます。

地域担当職員制度とは、余り聞かれない制度であります。これは若干古いわけでございますが、平成7年に京都府亀岡市、北海道阿寒町などで導入をした制度であります。これは、職員が本来の業務とは別に、割り当てられた地域の住民から直接要望を酌み取ろうとするものです。管理職を班長に四、五人が一組になって担当する地区の集會に参加し、地域の問題点や要望を聞き、担当部署に上げるというものであります。

行政は、最大のサービス産業と言われておりますが、サービス産業であるならば、主権者である住民の苦情、要望を庁舎の中で待つのではなく、出向いて行って要望をくみ上げるという姿勢もあってしかるべしと思います。

また、近年の高齢化社会の中で、高齢者の方がわざわざ役所に用を足しに来るにも大変な面もございます。そうした高齢者世帯の方が役所に出向く用の代行を行うことも、高齢者の福祉対策の一環であり、行政サービスの向上であると思いますが、本市においてもこうした制度の導入をすべきと考えますが、いかがお考えか、市長にお伺いをいたします。

続きまして、贈収賄事件にかかわる契約方法についてお伺いをいたします。

このたびの事件については、市長においては新聞、市報等において、市民に対して深くおわびと今後の再発防止を内容とした文書が掲載されておりました。まことに遺憾とも情けない事件であり、今後の防止策に期待したいところであります。

内容は、一職員を含め3名による贈収賄があった事件です。ですが、その背景には、自治体における契約方法が規定されており、その規定を再確認することで、制度の適正化と今後の改善、そして事件防止へとつながっていくものと思ひ、質問をいたしますが、自治体の工事、物品納入、委託等入札をめぐっては、談合などの疑惑・事件や収賄事件など、政治家、知事、市長等巻き込んだ汚職事件は後を絶たず、毎年どこかしこで事件が発生し、またかというように目を覆い、耳をふさぎたくなるほど、国民は嫌気が差しているのであります。

地方自治法においては、「入札は一般競争入札が原則であり、指名競争入札は例外である」と言われているのに、例外が原則化していたことに問題があったとして、国の対策として、平成5年、自治省において、自治体も条件つき一般競争入札を進めるよう通達が出ているところであります。

あえて契約の締結を申し上げますれば、以下の条項でございます。地方自治法第234条では、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入

札、随意契約の方法により締結すべきこと、指名競争入札、随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限ると限定されております。そして施行令では、その性質または目的が一般競争入札に適しないとか一般競争入札にすることが不利であるときなどに限定されております。つまり一般競争入札が原則で、指名競争入札は例外であると理解しておりますが、市長は、地方自治法第234条及び地方自治法施行令第167条の規定をどのように理解し、解釈しておられますか、所見をお伺いいたします。

また、当市の入札においても指名競争入札が主体であります。この事件を契機に入札制度の適正化と改善策についてもあわせてお考えをお聞きしたいと思います。

2番目の、入札参加者審査委員会の役割、機能こそが浄化作用でないかについて申し上げます。

この審査会の役割は、指名競争入札に参加する請負業者の選定に関し適正を図る審査会であり、契約の規則に関することには直接関係はないわけであり。ですが、審査会の構成員を見ると、1件の設計金額が1,000万円を超える建設工事の参加者の選定をする1号審査会、委員長は副市長、委員は財政、農林、建設、会計、水道、工事主管の各課長、幹事は財政課と工事主管課の補佐となっております。並びに、1件の設計金額が250万円を超える建設工事の参加者の選定をします2号審査会の委員長は財政課長で、委員は農林、建設、会計、水道、工事主管の課長、幹事は1号と同じであります。このような構成になっています。実質には関係しないところがございますが、入札時における業者選定にかかわっているし、適正な入札の知識も持っており、職場においては責任のある課長職として、部下の管理、監督、指導といった部署の責任者であり、指導力を発揮していただきたいと思うのであります。

随意契約は、法的には例外の中の例外であったと思いますが、このたびの事件の随意契約は、平成12年から19年におよぶ長年随意契約を重ねた契約であったと思います。随意契約は悪ではないが、改善の指導、喚起ができなかったのかなと思います。審査会の委員長である副市長、財政課長のお考えを伺います。副市長については本当に就任間もないところでございますが、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴まことにありがとうございます。（拍手）

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 安部議員からは、希望の持てるまちづくり、また、潤いと豊かさの実感できるまちづくりのあり方等々につきまして、さらには収賄事件再発防止のための契約のあり方等について、適切なお提言をちょうだいいたしまして、まことにありがとうございます。

まず最初に、整備計画を示しながら将来展望を説明すべきではないかと、市長の所信ということでございますが、この件についてお答え申し上げたいと思います。

議員ご指摘のように、私も選挙をするたびに、確かに市内の道路、特に市道は傷んでいるというふうに私も実感しております。やはり17年、18年ですか、凍上債等を活用してればもっともっと整備できたのになど、非常に悔やまれているところでございます。

また、座談会等を何十回と私も就任させていただいてからさせていただきましたが、やはり住民の中から、市民の中から出てくる要望の第1は身の回りの生活環境の整備だと、特に道路等の要望が非常に多いというふうに認識しております。

一方で、財政が非常に厳しい中で、道路等の公共事業はやはり抑制すべきだという市民の声もでございます。私、思いますに、平成13年から17年までの財政再建5カ年計画の中で、確かに

公共事業は抑制しなければならないということで、相当市民には行き渡ったと思います。しかしながらその実態というのは、確かにハードはやってなかったんですが、土地開発公社の資金の借換債をいわゆる起債として認めていただけたと。だからその期間は極端にいわゆる公共事業のハードの部分が少なかったんですね。そういうふうに私は解釈しております。ですから、それが市民にとってみれば、財政再建というのは公共事業はできないんだと、そういうふうに考えていらっしゃるんだと思います。

しかし、私は、このたびの財政再建の中でも、公共事業の中で、特に私たちの身の回りの整備というのは、いわゆる箱物を建てたり、維持管理にかかるような、そういった大がかりな公共事業をするんじゃないなくて、我々が生活していく上で、やはり靴が減れば新しい靴も買わなきゃいけないだろうと、冬になれば少し温かい防寒着も必要だろうと、そういう考えで私は公共事業は必要最小限はやらなきゃいけないだろうと思っております。

そんなことで、整備計画というものもきちっと立てていかなきゃいけないのですが、その際、基本となるものは、行政の方の一方的な考え方でこの事業をやる、ここの道路はできませんと、そういうことじゃなくて、あくまでもその地域の中で住民の皆様の要望に基づいて、果たしてそれが必要なかどうか、それをまず地元で検討いただくと、さらには優先順位を決めていただいて、どこから事業をするのが地元としては一番望ましいかというあたりまで、やはり市民と協働で公共事業も進めていかなければならないというふうに思っておりますので、そのような方針で私は必要最小限の公共事業はこれからもさせていただきたいというふうに思っております。

次に、潤いと豊かさの実感できるまちづくりについてでございますけれども、議員ご指摘のと

おり、ちょっとした知恵とかいろんなアイデアで、心の豊かさというのはいろんな形で持てますし、まちづくりにおいてもハード、ソフト両面でそういったことが可能だと思います。そんなことで、ぜひ市民の皆様との協働のまちづくりを進めながら、ある意味ではソフトでの潤いと豊かさを実感できるまちづくりと、さらにハードの面でもいろんな公共事業、補助事業、あるいは地元の皆様のボランティア等を通じまして、潤いと豊かさの実感できるまちづくり方策を模索してまいりたいと思います。

住民のニーズとか地域の個性を生かした心の豊かさを実感できるような事業は、議員ご指摘の大府の熊取町などで行われている住民とのワークショップが、自立につながるような地域づくりを進めていくために、このようなやり方というのは今後重要になるだろうというふうに思っております。

次に、地域担当職員の導入でございますけれども、私は、19年度の施政方針の中で、「地域担当職員というものをぜひ設けたい」というふうなことを申し上げております。残念ながら、当初からやりたいと思ってたんですが、準備ができませんでした。

というのは、私が考えている地域担当職員とはどういったことかといいますと、これから我々自治体、特に置賜はこの自治体も合併しなかったわけでありまして、将来の市町村合併、3市5町が一つになるということを想定しますと、いずれ長井市という枠組みはなくなります。しかし、市はなくなっても、長井はなくなっても、地域は永遠に続くだろうと。そういった意味で言えば、地区公民館単位、小学校の学区単位内でしっかりとした自治組織、あるいは協働のまちづくりを進めていかなければならないだろうと。そういったときに、今の地区公民館は社会教育関係の業務がメインでございます。青少年の育成であったり地域の文化振興

+

であったりということで地区公民館を運営していただいておりますが、そこにプラスして自治コミュニティの部分をぜひ一緒になって地区公民館として運営していただきたいと。そのためには、今の公民館の館長あるいは主事の皆さん、また運営協議会の皆さんだけではなかなか自治コミュニティの部分を持つということは難しいだろうと。その際に、その地域の市の職員を担当職員としてお手伝いしていただくような、そんなことでぜひ地域担当職員を設けたいという考えでございます。

安部議員のご指摘されますような、いわゆる市民のいろんなお手伝い、市民の例えば市役所の手続とかそういった部分、いわゆる交通弱者の方ですね、そういった方のための印鑑証明とか住民票とか、そういった部分のお手伝いするような職員というのは、残念ながら我々長井ではちょっと難しいんじゃないかと。実際のところ市役所内にいる職員は280名ぐらいですし、あと地域でもかなりバランスが、均等にあるわけじゃなくて、ある一定地域のところにはたくさん職員がおりますけど、どこの部分はないという地域もあります。ですから、住んでいる市民の皆様からのいろんな手続等のお手伝いをするような地域担当職員のあり方というのは長井の場合は難しいんじゃないかというふうに私は思っております。ただ、これからもそれらについてはご指導いただければ大変ありがたいと思います。

最後の地方自治法第234条及び施行令第167条の規定をどのように理解し、解釈しているかということでございますけども、これらについては、議員ご指摘のように、市の仕事というのは、まず原則は一般競争入札であろうというふうに思います。これは市民の税金でございますから、それをとにかく少しでもむだのないように有効に活用させていくためには、市の仕事というのは基本的に一般競争入札するのが一番望

ましいと思います。ただし、公共事業の部分と、いわゆる業務委託の部分とか、物販の納入の部分、購入の部分とかは、それぞれ金額に応じて、やはり入札といいますと、しかも一般競争入札といいますと事務的に煩雑でございます。ですから、これは地方自治法、あるいは市の中に長井市契約に関する規則がございます。これに基づいて適正に行ってまいりたいと。

県の方からも特に公共事業の方については、土木関係の、建設関係の事業につきましては、一般競争入札をぜひ市町村でも行ってほしいというような指導がございます。私もそろそろ長井市でも検討しなきゃいけないだろうと。ただし、あくまでも条件付きの一般競争入札にすべきだろうと。すなわち市の数少ない公共事業を一定の枠をはめなくてオープンにしますと、市外から大手とか、あるいは大勢の業者さんが入ってきます。そうしますと、少しでも経済を活性化させなきゃいけないときに、全部市の事業費の部分が、お金が市外に出ていってしまうということでは、残念ながら地域活性化の部分では支障が出てくる可能性があるということから、例えば市内に本社あるいは事務所のある事業者というような条件付きの一般競争入札ということは考えなければならないだろうと思いますし、問題になっております随意契約につきましても、これは市の契約に関する規則でいいますと、扱いを今回のように間違ってしまうと、事件というのは生じる可能性があります。ですから、その部分はよくよく研修会等々しっかりとしながら、随意契約については慎重に執行したいと思いますが、ただし、随意契約の方がむしろふさわしいというようなケースもやはり数ある中にはあると思います。それはその都度その都度きちんとした手続をとって判断をしながら慎重にこれはしなきゃいけません、それもやはり場合によっては出てくるということはあると思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木謙二議長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 安部議員からの質問にお答えしたいと思いますが、ただいま市長の答弁にもありましたように、今回の問題になった随意契約につきましては、書類の関係もございまして、まだ十分に精査しているわけではございませんが、法令、規則にのっとって適正にやられているというふうに私は思っております。

しかしながら、安部議員ご指摘のとおり、この契約の方法については安易に随意契約によるということは、厳に戒めなければならないというふうに思っております。

そこで、ご指摘の入札制度の、あるいは契約制度の適正化と改善につきましては、今現在、実質には、より競争性を高めまして、さらに透明性を確保するという方向で改善が図られているというのが現状ではなかろうかというふうに思います。

都道府県の例でございますと、最近の福島県の官製談合とか、あるいは宮崎、和歌山等々で盛んに起こりましたけれども、そういう反省から、全国知事会等の指導で改善が今されているところでございまして、その中身は、ご指摘のように、より一般競争入札や、あるいは条件つき一般競争入札の拡大、指名競争入札や随意契約の縮小という方向で、あるいは入札や契約の内容についてはできるだけ事前あるいは事後に公表するという方向で改善が進んでいるというのが実情でございます。

長井市におきましても、議員が挙げられております入札参加者審査会という場ではなくて、これとは別に過去に長井市が設置しておりました、今ちょっと休止しておりますけれども、長井市入札契約制度等検討委員会という組織がございます。これを再開いたしまして、早急に検討してまいりたいというふうに考えているとこ

ろでございます。そして疑惑の招くことのないような契約制度あるいは入札制度というものを確立してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○佐々木謙二議長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 これまでの市長並びに副市長の答弁と重複する部分もございまして、私の方からご質問にお答えをしたいと思います。

まず、自治体の契約事務につきましては、競争の原理を取り入れるということもさることながら、公正性と機会均等性の確保が要求される場所であり、地方自治法、同施行令、当市の契約に関する規則など関係法令に基づいて、厳正に執行されることが必要であるというふうに認識をしているところでございます。

議員がご指摘のように、自治体の契約におきましては一般競争入札が原則でありまして、法令に規定されている事項に該当する場合に限り、指名競争入札であるとか随意契約などが制度として容認されているものだというふうにも思っているところでございます。したがって、実際の契約事務の執行にあつては、一般競争入札以外の方法による場合は、必ず契約執行のための起案文書にその理由を記載しなければならないということになっております。

このたびの事件に係る契約につきましては、すべてを承知しているわけでございませんが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして、随意契約で処理されてきたものであるというふうに理解をしているところでございます。

これまでの財政課の対応といたしましては、契約事務勉強会資料というものを作成しながら契約事務に関する研修会などを実施してきたところでございますが、今後ともこのような研修会を充実させるなどして、職員全体で契約事務に対する理解を深めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

+

○佐々木謙二議長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 安部議員のご質問にお答えしたいと思います。

私の方からは、ただいま市長もお答え申し上げたんですが、潤いと豊かさという部分について、実感のできるまちづくりというお話でございいます。

私の方としましては、現在進めております4次の総合計画からこの観点を少しピックアップさせていただきますと、やはり潤いと豊かさというところで成功事例と言われるのは、長井工業高校が地域の企業と一体となって働き手の魅力を感じさせるような地域づくりをしてるというようなこと。これは先般、2015年魅力的な都市ランキング1位となった事例などからもやっぱりうかがえるのかなと思っております。2番目には、やはりレインボープランという一つの市民がつくり上げた地域サイクル。こちらの方は日本農業賞でありますとか、最近では県のリサイクルシステム認証というようなことまでできていますし、現在農林課と一体となって地域外出荷というような検討も進めているというようなことから、一つの成功事例ではなかろうかと思っております。また、最近では、いわゆるフットパスというようなことで、市内の文化財でありますとか河川を結ぶという形で進めている事例がまずは思い当たるというふうに思っております。

これらの成功事例をいろいろ分析しますと、以前にも私申し上げたんですが、市民との協働であるとか、また民間活力を生かすであるとか、さらに事業を例えばレインボーのごとく10年以上続けるであるとか、こういった部分が大切でありまして、それが実を結んでいるというふうに思っています。

しかし、やはり最初からこういう形ができたわけではなく、議員がおっしゃるように、工夫であるとか気づきであるというようなことがあ

ったんだらうと思ってます。特に最近のフットパスなんかを見ますと、たかが河川を歩く道だけなんですけど、時流に乗った歩きでありますとか、いやしでありますとかという部分を工夫に入れたものだらうというふうに思っています。

そんなものをつくり出すのは、市長からも申し上げたとおり、やっぱり一つはワークショップの開催というのも有効な手段ではなかろうかなというふうに私どもも思っております。そういった手段を使いながら、地域はいずれ人口減とか高齢化というような状況がありますが、地域の個性を伸ばすために、いろいろな地域と刺激合いするなり交流して、さらに個性を伸ばしていくという、ある意味でらせん階段のような形での地域づくりでありますけど、そんなことを繰り返しながら、総合計画の中にありますような潤いであるとか豊かさであるとか、そういったものに進んでいくのではなかろうかなというふうに思っていますし、そういった部分を非常に大切にしながら、これからのまちづくりも進めていかななくてはならないかというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○佐々木謙二議長 8番、安部 隆議員。

○8番 安部 隆議員 再度質問させていただきますが、契約の問題でありますけども、市長も理解をしているというようなことで、一般競争入札が一つの原則だというようなことを認識されておるようでありまして、ただ、金額の大小問わず、こうした事件というものが発生しますと、やはり市の信用の失墜が大きなものじゃないかなと。そして近年は、先ほど副市長が申し上げましたように、宮崎や福島のように官製談合という汚職というようなところまでも入っていくと。ですから最近では、手間暇もかかると思いますが、公募的なものも導入をされているようでもあります。一般競争入札をやめて公募的なものになっているわけです。

こういったことは、なければ、いろいろな契



約の締結方法のそれぞれのところであると思います。ですが今回は、そうしたことが、私、残念だと思うのは、やはり9年間くらい随意契約を積み重ねてきたと。それで、先ほどから言うように、随意契約の中で、長井市の契約に関する規則、随意契約、第24条には、政令第167条の2第1項、第2項にある金額が載ってるんですね。工事または製造の請負は130万円以下、財産の買入れ80万円、物件の借り入れ40万円、財産の売り払い30万円、物件の貸し付け30万円、前項に掲げるもの以外のものについては50万円と、こういうようになっているわけです。ですから、当初は確かにいろいろな事情があって、それなりにできないと、随意契約でやったとしても、その後に対してこうしたことをやっていると危ない、危険じゃないけども、ちょっと逸脱するようなどころになるというようなことに立たなかったのかなと、私は管理職の方々に問いたいです。我々も議員ですから、そうした中ではある程度の責任もあります。ただし、議会の議決を要する契約金額は、私たちは1億円以上ですから、それ以外のところについては皆様にゆだねるしかない。

そして、この逮捕された直後に、多分副市長は、この随意契約、第167条の2の5号、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときにと、こういうふうなことで多分おっしゃったんじゃないかなというふうに思いますが、この辺の根拠的なものもちゃんとあるのか、ここでは1号から7号までありますね、この随意契約の。その1項の1号に示されているこの金額、随意契約の金額というものもある程度は重要視しなければならないのではないかなと。これにまるっきり当てはまらないからこうだというようなことではなくて、やはり長年の中ではこうしたことも何かチェックできなかったのかなというふうに私は思うんですけども、その辺については、財政課長

かな、お願いします。

○佐々木謙二議長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えをいたします。

安部議員ご指摘の長井市の契約に関する規則第24条の関係でございますが、これにつきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項に規定されておる中身を具体的に長井市の規則で定めたという内容でございます。したがって、ここに該当する金額以外であれば随契を行うことができるという一該当要件というふうに私は理解しているところでございます。

先ほども申し上げましたように、今回の随意契約の部分につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものということで、具体的には入札に適しないということの理由でこれまで随契で行われてきたというふうに私は理解しているところでございます。

この条項に該当する理由といたしましては、一つは、指名競争入札によりまして、記憶でしかないわけですが、平成11年度にいわゆる現「みらいねっと」のシステム構築に携わったのがJANだったということがございまして、このシステムを保守していくためにはJANでなければならないという一つの先入観とも言えるかもしれませんが、まずそれがあったということと、加えて先ほど来の議論の中でも出ておりますが、JANの公益性を考えた場合には、ある程度JANに業務委託をしていかなければならないというふうな、これも先入観かもしれませんが、そういったものがあったということが上げられるというふうに理解しているところでございます。

以上の中身から言えば、この今申し上げました施行令第167条の2第1項第2号に該当するというので、私は問題がないというふうにこれまでも理解しておりました。以上でございます。

○佐々木謙二議長 8番、安部 隆議員。

+

○8番 安部 隆議員 確かに問題はないと思います。法的には問題がないと思います。運用的にはね。ですが、実際には非常に残念な結果になっていると。大した金額でもないのに職員が逮捕されたというようなことは、逆に考えれば職員に対しても、本当にこのまま、どういうふうに結果的になるかわかりませんが、捜査の途中ですけども、残念なことだなというふうに思います。3億円や3,000万円やといったような金額になれば、それはまた考え方は違いますが、パソコン1つ30万円程度で棒に振るといふようなことになれば大変なことだと。そういったことも考え合わせていけば、やはりそうしたところで、点検していただけたらと、点検をしていく、チェックをしていくということは、やはりとりもなおさず長井市の信用、その増強に私はつながっていくというふうに思います。ですから、この辺はもう少し、先ほど財政課長も言われましたが、今後は講習会等で指導力を示していきたいというようなことでございますので、そういったことをやっていただきたいと。やはり管理職、課長でありますから、最高の幹部でありますので、我々からどうこうというようなことでなくて、みずからやはり部下の指導をやっていただきたいと、このように思うところであります。

先ほど潤いのまちづくりとかかわりまして、地域担当職員の導入というようなことでありますけども、市長は19年度からしたかったと、合併関係の中でそういった専門的な担当職員を導入したかったと、こういうようなことでございますけども、市長も座談会に出てまして、いろいろ要望等があると思います。近年は地区長さんの方々も非常に多忙な中で、その地域のリーダーとして役目を果たしていると。そういう中ではなかなか配布物とかいろいろな困り事、相談事というようなことに対してこたえていけないというような方も実質にはいるのではないかな

と。そして、その都度役所に来てというようなことにはやはりならないんじゃないかなと。こういった財政の厳しい中で、せめて職員がそういったところの対応を懇切丁寧な中でやっていくというようなことは、自治体の希望ではなくて、やはりやっていくという一つの考え、目標を持った中でやっていくべきじゃないかと、私はそう思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。市長、お願いします。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

安部議員がご指摘のようないわゆる市民の立場に立ったサービスの向上ということは、これからも必要だと思います。しかしながら、むしろ今は逆に市民との協働でございますので、確かに地区長さんになっていただく方が今はお勤めの方なんかもういらっしゃるそうです。この間も現にありまして、いろいろ兼務させられて困ってるんだと、あるいは充て職が多い、または回り番でどうしようもなく引き受けたと、そういういろんな事情があるかと思っておりますけども、これから大切なのは、いかにして協働のまちづくりを進めるのかと、行政は行政の本来の仕事はもちろんあるわけですけども、行政だけでできない部分というのはたくさんあります。それがやはり地区長さんあたりにいろいろご指導いただきながら、市民と一緒にやっていく部分が多い。その部分を逆に市の職員が、市民が動けば手続できる部分なんだけど、忙しいから市の職員が手伝えというようなことではなかなか難しいんじゃないかと、ちょっと語弊があったら訂正いたしますけども、そういった意味では、むしろ市民が自分でできることはやっぱり自分でやっていただきたい。地区長さんが自分でできる部分は自分でやっていただきたい。行政のお手伝いがなかったらできない部分は、これは行政はそれを惜しまずに積極的にお手伝いさせていただくべきだと、そのように考えて

おります。

○佐々木謙二議長 8番、安部 隆議員。

○8番 安部 隆議員 確かに協働のまちづくりで、主役は住民というような市長の考え方も理解はするところであります。ただし、こういう社会の中では、やはり主権者、市民の立場というもの、目線というものを考えていくということも一つあるのではないかと。何も協働でするのは嫌だというのじゃなくて、それは歓迎するわけですが、確かに長井市役所においても職員数も減っておりますので、そういったことになれば大変かもしれません。でもどの程度の負担が本当に職員の皆さんにかかっているのか、そういったところも一応検討していただいて、今までとは違ったそうした行政サービスというものを私は考えていくべきだというふうに思いますので、初めからこうだあだじゃなくて、やはり検討をしながら、できるところからやっていただきたいというふうに私は思います。

それと、1番目の社会資本も含めた道路整備に当てはめたわけでありますけども、本当に道路の要望というものは市民にとっても非常に大きいわけであります。ただし、これは財政との兼ね合いが非常に高いわけで、そうしたところをクリアしなければ、なかなかそういった整備というものはできないというふうに思います。まして夕張ショックというようなことで、自治体の破綻は他山の石ではないというようなことが言われております。

先ほども蒲生光男議員も触れられておりましたが、先ほど言った12年間での整備の金額、路線名でありますけども、財政の改革中であります長井市にとっては本当にこの金額が正当なのかなというふうに私は最近考えているわけです。例えば夕張ショックから、これは長野県の栄村であります。村でありますけども、独自で事業の補助を決め、村内の業者と村職員が協力して道路工事も他の整備も安く素早く進めたと、道

路は国の基準で行った工事費の3分の1で済んだと、こういった事例もあるようであります。やはりいろいろな角度から行政を見直した場合に、我々の今までの常識とは違った考え方、やり方というのは私は出てくるというふうに思うんですね。ですから、そうしたことも含めておけば、ここに投入した12年間の予算の中で、まだまだやり方によってはいろいろできたのかなというふうに思っております。

そういうようなことも含め、今後ともぜひ改善できるような方策で検討をしていただきたいと思っておりますけども、最後になりますが、いかがでしょうか。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

安部議員が今ご指摘のように、特に公共事業のあり方については、もう既に事例はたくさん市内でもありますけども、地元の皆様から人足の部分を出していただきまして、工事を請負という形じゃなくて、原材料費等々で格安に、しかも短時間に事業を行っていただいたという事例がたくさんございます。特に水路等々ございますので、そういったいろんな方策があるかと思っております。ぜひいろいろ知恵を絞りながら、あるいは市民にもお力添えをいただきながら行ってまいりたいものだというふうに思いますし、先ほどの市民のいろんなサービスについても、余り固定観念を持たずに、先入観を持たずに、少し検討するような方向も探っていきたいと思っております。

## 大道寺 信議員の質問

○佐々木謙二議長 次に、順位4番、議席番号4番、大道寺 信議員。

(4番大道寺 信議員登壇)